

アジア男子バレーボール選手権大会 福岡 2026 における観戦招待等 業務委託仕様書

1 目的

アジア男子バレーボール選手権大会 福岡 2026 の開催にあたり、県内の子どもたちが世界トップレベルの試合に直接触れ、運動やスポーツの楽しさ、喜び、その意義や価値を実感し、スポーツに対する夢や希望を持つことを目的に、観戦招待及び指導教室を実施するもの。

2 業務概要

(1) 観戦招待業務

- ① 観戦招待に係る車両の手配
- ② 観戦招待校との連絡調整窓口業務
- ③ 入場用リストバンド手配
- ④ 観戦招待当日の現地誘導対応

(2) 指導教室業務

- ① 指導教室に係る車両の手配
- ② 指導教室対象校及びトップアスリートチームとの連絡調整窓口業務
- ③ トップアスリートチームへの謝金・旅費支払
- ④ 指導教室当日の現地プログラム運営

(3) 実施報告書作成

3 業務内容

(1) 時期

契約締結の日から令和8年10月30日まで

(2) 会場

観戦招待業務：北九州市立総合体育館（北九州市八幡東区八王寺町 4-1）

指導教室業務：県内中学校、高校等（公立、私立の別を問わない）

4 業務内容

(1) 観戦招待に係る車両の手配

- ① 観戦招待校の児童及び引率者を各学校から会場まで輸送する大型バス等の車両を必要台数手配すること。なお、学校数及び人数等の目安は以下のとおり。

【9月4日（金）】2校 約150名

【9月7日（月）】4校 約250名

【9月8日（火）】4校 約300名

【9月9日（水）】6校 約315名

※別紙1「観戦招待に係る生徒数等の想定」を参照。実際の招待数は変更の可能性
があること。

- ② 会場到着、出発目安時間の目安は以下のとおり

【9月4日（金）】 到着目安12：30 出発目安14：30発

【9月7日（月）～9日（水）】 到着目安10：00 出発目安12：00発

到着目安13：30 出発目安15：30発

※観戦招待校との個別調整により決定する。

- ③ 乗車人数については若干の増減があり得ることを想定して手配を行うこと。
- ④ 人件費、燃料代、有料道路使用料等、運行に伴う一切の費用を事業費に含むこと。
なお、会場には観戦招待用の駐車スペースを確保するため駐車場代は不要である。

(2) 観戦招待校との連絡調整窓口業務

- ① 本事業に係る観戦招待校との連絡調整の窓口を担うこと。
- ② 観戦招待校との連絡調整を行うにあたり、必要な大会情報（会場レイアウトや会場内の注意事項等）は発注者が大会側に確認を行ったうえで受注者に提供する。
- ③ 観戦招待校と調整のうえ、学校毎に配車時間や出発時間を決定し、発注者に情報共有をすること。

(3) 入場用リストバンド手配

- ① 観戦招待人数分（児童及び引率者）の紙製リストバンドを手配すること。なお、観戦招待人数は1,040名程度を想定すること。
- ② 紙製リストバンドに印字は不要とし、色については今後協議の上決定する。

(4) 観戦招待当日の現地誘導対応

- ① 会場において、本事業に係る車両の駐車場所から観覧席までの誘導を行うこと。
※参加意思表明書を提出した事業者に対して、会場レイアウト図（取扱注意）を送付する。
- ② 会場に車両が到着した後、観覧席までの誘導を開始する前に、(3)で手配した紙製リストバンドを観戦招待者（児童及び引率者）人数分配付し、着用するように案内を行うこと。

(5) 指導教室に係る車両の手配

- ① トップアスリートチームの選手及び指導者を各学校まで輸送する小型バス等の車両を必要台数手配すること。なお、学校数及び人数等の目安は以下のとおり。
○期間：令和8年8月上旬～9月中旬
○学校数：10校（予定）
○派遣人数：約3名／校（予定）
- ② 乗車人数については若干の増減があり得ることを想定して手配を行うこと。
- ③ 人件費、燃料代、有料道路使用料等、運行に伴う一切の費用を事業費に含むこと。
なお、会場での駐車場確保等については事前に調整すること。

(6) 指導教室対象校及びトップアスリートチームとの連絡調整窓口業務

- ① 指導教室の開催日時については、発注者が指示する対象校連絡窓口とトップアスリートチームとの調整を行い、日程を決定すること。
- ② 指導教室の実施に当たって、対象校ごとに指導教室実施要領（次第、実施内容、会場図面等を取りまとめたもの）を作成すること。
- ③ 上記のほか、対象校からの問い合わせを受け付け、必要に応じて発注者に対応方針を確認し、対応すること。

(7) トップアスリートチームへの謝金・旅費支払

- ① 指導教室実施に伴う各トップアスリートチームへの謝金及び交通費（振込手数料等含む）については、本委託費に含むものとする。受注者は、実施実績に基づき算出された額を、各トップアスリートチームへ直接支払うこと。
- ② 謝金及び交通費の単価・算出基準については、発注者と各トップアスリートチームとの協議により決定するものとする。受注者は、発注者から提示される決定基準に従い算出・支払を行うこと。
※別紙2「トップアスリートへの謝金・旅費支払いの想定」参照。

(8) 指導教室当日の現地プログラム運営

指導教室実施要領に基づき、各会場において、下記のとおりプログラム運営を行うこと。

- ・ トップアスリートチーム選手の誘導
- ・ 対象校教員と調整のうえ生徒の誘導
- ・ 司会進行
- ・ その他指導教室実施要領の内容実施に必要な事項

(9) 実施報告書作成

- ① 事業実施結果を総括した実績報告書を作成すること。（様式任意）
- ② 報告書に掲載する写真は、本業務を適切に運営していることがわかる写真を掲載すること。

5 成果品

- 4 (5) にて示した実績報告書については、以下の形式により電子データで納品すること。
 - ・ Windows で表示可能な形式（PDF、WORD、Excel、PowerPoint 等）とする。その他のソフトウェアを使用する場合は、発注者と別途協議すること。

6 成果品に対する責任の範囲

受注者は、本委託終了後といえども、成果品に瑕疵が発見された場合は、速やかに発注者と協議の上、成果品の訂正をしなければならない。

なお、これに対する費用は、受注者の負担とする。

7 帰属

- ① 受注者は本委託業務に係る成果品の全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号第27条及び第28条に定める権利を含む。）を発注者に無償で譲渡するものとする。
- ② 受注者は、本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。
- ③ ②の規定は、受注者の従業員、仕様書9の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。
- ④ ②及び③の規定については、発注者が必要と判断する限りにおいて、この契約終了後も継続する。

- ⑤ 本委託業務に係る成果品に使用又は包括されている著作物で受注者がこの契約締結以前から有していたか、又は受注者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受注者に留保され、その使用权、改変権を発注者に許諾するものとし、発注者は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、発注者はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- ⑥ 本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。
- ⑦ 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、発注者の帰責事由による場合を除き、受注者の責任と費用をもって処理するものとする。
- ⑧ 受注者は、本委託終了後も含め、業務の成果等を発注者の承認を受けずに、自ら使用したり、他の者に公表、貸与及び使用させてはならない。
- ⑨ 電子データは、完成後に発注者又は発注者が許可した他の団体のホームページに掲載する場合がある。

8 支払方法

契約代金は、委託業務の履行完了確認後、受注者からの請求に基づき委託料を支払う。

9 再委託の取扱い

- ① 受注者は、委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときにはこの限りではない。
- ② この仕様書に定める事項については、受注者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受注者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

10 個人情報の取扱い

業務を通じて取得した個人情報の保護及び秘密の保持を遵守すること。また、受注者が取り扱う個人情報については、福岡県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。

11 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関し疑義が生じたときは、その都度協議の上、定めるものとする。